

●香川県告示第105号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年3月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 砂 災 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
東かがわ市五名	日下（1）（Ⅱ-996）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	日下（2）（Ⅱ-997）	〃	〃
〃	日下（3）（Ⅱ-998）	〃	〃
〃	日下（4）（Ⅱ-999）	〃	〃
〃	鈴竹（1）（Ⅱ-1000）	〃	〃
〃	鈴竹（2）（Ⅱ-1006）	〃	〃
東かがわ市水主	宮内（Ⅱ-1025）	〃	〃
〃	西内（Ⅱ-1026）	〃	〃
〃	国安（Ⅱ-1031）	〃	〃
〃	水主第1（Ⅲ-2914）	〃	〃
東かがわ市五名	日根川（7-11-I）	土石流	〃
〃	日下川（7-12-I-1）	〃	〃
〃	日下川（7-12-I-2）	〃	〃
〃	石ヶ小屋川（7-14-I）	〃	〃
〃	下石ヶ小屋川（7-15-I）	〃	〃
〃	東村上川（7-16-I）	〃	〃
〃	村上下川（7-19-I）	〃	〃
〃	東尾端川（7-20-I）	〃	〃
〃	尾端川（7-21-I）	〃	〃
〃	椿原川（7-22-I）	〃	〃
〃	中椿原川（7-23-I）	〃	〃
〃	下椿原川（7-24-I）	〃	〃
〃	西笠ヶ峰川（7-8-II）	〃	〃
〃	笠ヶ峰川（7-9-II-1）	〃	〃
〃	笠ヶ峰川（7-9-II-2）	〃	〃
〃	南村上川（7-11-II）	〃	〃
〃	太郎川（7-12-II）	〃	〃
〃	西太郎川（7-13-II）	〃	〃
〃	掛橋川（7-14-II）	〃	〃
〃	堂床川（7-15-II）	〃	〃
〃	湊川（7-16-II）	〃	〃

〃	北鈴竹川（7-17-II）	〃	〃
〃	南鈴竹川（7-18-II）	〃	〃
〃	椿原西栄川（7-19-II）	〃	〃
〃	椿原栄川（7-20-II）	〃	〃
〃	西小屋谷川（7-21-II）	〃	〃
〃	小屋谷川（7-22-II）	〃	〃
〃	東小屋谷川（7-23-II）	〃	〃
〃	大曲川（7-24-II）	〃	〃
東かがわ市水主	国安川（8-30-I）	〃	〃
〃	国安南川（8-31-I）	〃	〃
〃	笠松南川（8-34-I）	〃	〃
〃	盛重川（8-35-I）	〃	〃
〃	忠田川（8-36-I）	〃	〃
〃	額川（8-38-I）	〃	〃
〃	森の奥川（8-20-II）	〃	〃
〃	東国安下川（8-21-II）	〃	〃
〃	鍋黒川（8-22-II）	〃	〃
〃	仏坂川（8-23-II）	〃	〃
〃	北池谷川（8-24-II-1）	〃	〃
〃	北池谷川（8-24-II-2）	〃	〃
〃	国安中川（8-25-II）	〃	〃
〃	小谷上川（8-26-II）	〃	〃
〃	小谷川（8-27-II）	〃	〃
〃	梶ヶ谷川（8-28-II）	〃	〃
〃	割石川（8-30-II）	〃	〃
〃	漆谷川（8-31-II）	〃	〃
〃	棒谷川（8-32-II）	〃	〃
〃	山の神川（8-33-II）	〃	〃
〃	本宮川（8-34-II）	〃	〃
〃	不動川（8-35-II）	〃	〃
〃	釜床川（8-36-II）	〃	〃
〃	水晶滝川（8-37-II）	〃	〃
〃	明神川（8-38-II）	〃	〃
〃	飛ヶ丸川（8-39-II-1）	〃	〃
〃	飛ヶ丸川（8-39-II-2）	〃	〃
さぬき市寒川町石田東	門入（1）（II-1075）	急傾斜地の崩壊	〃
〃	門入（2）（II-1076）	〃	〃
〃	門入（6）（II-1077）	〃	〃
〃	門入（3）（II-1078）	〃	〃

〃	打見 (Ⅲ-2934)	〃	〃
さぬき市大川町田面	森行川② (10-54-I)	土石流	〃
〃	鳴石川 (10-24-II)	〃	〃
さぬき市寒川町石田 東	焰硝谷川 (12-25-I)	〃	〃
〃	打見北川 (12-26-I)	〃	〃
〃	打見南川 (12-27-I)	〃	〃
〃	裏谷川 (12-19-II)	〃	〃
〃	大阪谷北川 (12-20-II)	〃	〃
〃	大阪谷南川 (12-21-II)	〃	〃

(「次の図のとおり」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県長尾土木事務所、東かがわ市事業部建設課及びさぬき市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。)